

Recycle…再び資源として利用する

資源として利用できるものを、ごみに出せば処分されてしまいますが、分別すれば再び有効利用され、ごみの減量にもつながります。

- 資源ごみを分別して出す。
- 資源ごみの分別回収を広める。
- リサイクル製品を積極的に利用する。

廃食用油のリサイクル

使用済みの食用油を業者に引き取ってもらい精製し、バイオディーゼル燃料として町が保有するバイオディーゼル車に使用したり、石けんなどにリサイクルしています。揚げカスなどを取り除き、ペットボトルなどに入れて下記にお持ちください。

引き取り場所

- 田原本町社会福祉協議会（工事期間中は不可）
- 老人福祉センター ●ふれあいセンター ●JAならけん多支店 ●JAならけん川東支店 ●JAならけん田原本西支店 ●新木（根元医院西側、ごみ集積場） ●笠縫集会所 ●町役場

使用済み小型家電リサイクル

使用済み小型家電製品に含まれる金や銅、レアメタルなど有用な金属をリサイクルするため、回収ボックスを設置し、無料で回収しています。



回収対象品目

電話機（ファクシミリ含む）、携帯電話、パソコン、携帯型ラジオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、DVDレコーダー／プレーヤー、音楽機器、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、補聴器、補助記憶装置（USBメモリなど）、ハードディスク、電子辞書・電卓、理容用機器、ゲーム機、これらの付属品など

回収できないもの

テレビ、電池、充電電池など

投入できる大きさの目安

縦…20cm 横…35cm 奥行き…40cm

※ボックスに入らないものは回収できません。

回収場所

- 町役場 ●青垣生涯学習センター ●保健センター
- 老人福祉センター ●ふれあいセンター ●田原本町商工会 ●笠縫駅前駐輪場 ●清掃センター

環境問題解決の第一歩

7月1日から

レジ袋有料化がスタート


プラスチックは非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちはプラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、7月1日から全国でプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、これをきっかけに自身のライフスタイルを見つめなおし、エコバッグを持ち歩くなど、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

レジ袋有料化に関する 問い合わせ先

 消費者向け

 **0570-080180**



制度概要などの
詳細はこちら

 事業者向け

 **0570-000930**

**エコバッグを持って
街に出よう。** 



 レジ袋削減にご協力ください

ごみを減らす工夫

3Rの推進にご協力ください

環境未来推進課 ☎ 32-2901 (代表)

3Rとは、ごみを減らすための3つのキーワードである、Reduce、Reuse、Recycleの頭文字をとったものです。



まずはごみを出さないことが一番大切です(リデュース)。また使えるものは繰り返し使いましょう(リユース)。そして、どうしてもごみになってしまう場合は、きちんと分別して資源にしましょう(リサイクル)。限りある資源を有効利用し、ものを大切にす「3R」の取り組みにご協力をお願いします。

Reduce…減らす、少なくする

ここではごみを減らす、少なくすることを指します。普段の暮らしの中のちょっとした心がけが、ごみの減量につながります。

- 買い物ではマイバッグを持参し、レジ袋を減らす。
- 紙タオルなどの使い捨て商品の使用を減らす。
- 量り売り、ばら売り商品を選びトレーを減らす。
- 食品は必要な分だけを購入する。
- 食べ残しをしない。

家庭用生ごみ処理機器購入助成制度

家庭用生ごみ処理機を購入され、生ごみの減量に努められる人に購入費の一部を助成しています。

対象者

- 町内に住所を有している人(ただし、事業者は除く)
- 常に良好な状態で、処理機・処理容器などを維持管理できる人
- 堆肥化された生ごみを、堆肥として自家処理ができる人

補助金額

1台の購入価格(消費税を除く)の2分の1に相当する額

※処理機器販売業者の証明と領収書の添付が必要

- 家庭用電動式生ごみ処理機
…限度額 30,000円(100円未満は切り捨て)
- 家庭用生ごみ処理容器(コンポスト容器など)
…限度額 3,000円(100円未満は切り捨て)

Reuse…繰り返し使う

ごみにしてしまう前に、別の使い道を考えてみましょう。

- 修理して、繰り返し使う。
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用する。
- 必要としている人に譲る。

「捨てるにはもったいない」と家庭の物置や倉庫に置いてある物や、使用できるが、不要となりゴミに出そうとしている物など、あなたにとっては不要な物でも、必要としている人がいるかもしれません。

家庭での不要品をもう一度活用してもらうための情報交換サイトを開設します



ごみの減量化を推進するため、町民の皆さんから受け付けた使用可能な不要品情報を管理し、譲り受けを希望する人に、その情報を提供するサービスを7月1日から開始します。

登録できるもの

家具・陶器・ベビー用品など

登録申請方法

ホームページや環境未来推進課窓口(清掃センター内)にて受付します。

※営利目的の人は使用できません。

※利用方法や、登録できる品物などについては、サイトをご確認ください。

登録期間 最長1年

登録した物品の取り扱いについて

- 交渉が成立するまで、ご自身で保管をお願いします。
- 品物を処分した場合や、他の人に譲渡した場合は、速やかに環境未来推進課までご連絡をお願いします。
- 品物の譲渡につきましては、無料をお願いします。

注意事項

- 品物の保管や交渉については、当事者間で行っていただきます。
- 取引により発生したトラブルにつきましては、町では一切責任を負いかねますので、ご了承ください。



情報交換サイト
ゆずります、ゆずってください

新型コロナウイルス感染症の影響により 所得が減少した人に対する臨時特例

免除・納付猶予については令和2年2月～令和3年6月の保険料、学生納付特例については令和2年2月～令和3年3月の保険料が特例適用の対象です。

申請方法については、日本年金機構ホームページなどをご覧ください。



日本年金機構

免除制度などの一覧

年金保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の免除制度があります。

審査要件

申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などが定められた基準以下であること。(全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないと未納期間扱いとなります)

納付猶予制度

50歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。

審査要件

申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。

学生納付特例制度

審査要件

申請者本人が学生であり、前年の所得などが定められた基準以下であること。

対象となる学校

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など。

※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県の認可を受けている学校が対象。

**国民年金保険料の産前産後期間の免除制度
があります。**

国民年金保険料の納付が困難なときは窓口で申請し、日本年金機構で前年所得(1月から6月の申請については前々年所得)を審査して承認を受けると、納付が免除・猶予されます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。お早めに手続きしてください。

また、失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、退職を考慮して免除区分が審査される特例もあります。
7月から受付開始
令和2年7月～令和3年6月分の年金保険料免除・納付猶予制度
※年金保険料免除・納付猶予、学生

納付特例は、申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。
※学生は年金保険料免除・納付猶予制度の対象外です。学生納付特例制度をご利用ください。



年金保険料免除・納付猶予制度があります
**国民年金保険料の納付が困難な人は
申請を**

桜井年金事務所 ☎42・0033
住民保険課国保医療・年金係 ☎34・2097

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯は、国民健康保険税が減額または免除される場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した世帯の保険税の減免

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

○保険税が減額される要件

世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）について次の①～③すべてに該当すること。

- ① 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ② 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○減免額の算出方法

保険税減免額

$$= \text{対象保険税額 (ア)} \times \text{減額または免除の割合 (イ)}$$

(ア) 対象保険税額を算出

対象保険税額 = A × B ÷ C

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B：世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）の減少が見込まれる事業収入などの前年の所得額
- C：世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）と被保険者全員の前年の合計所得金額

(イ) 減免または免除の割合を確認

前年の合計所得金額	対象保険税に対する減額または免除の割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

※世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）の事業などの廃止や失業の場合は、対象保険税の全額を免除。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（国保の世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
減免割合 保険税を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（国保の世帯主）の収入減少が見込まれる世帯（左記の要件を満たす世帯）
減免割合 左記の計算式で算出した減免額
対象となる保険税
令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

ただし、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険税が対象です。申請に必要な書類などの詳細については住民保険課国保医療・年金係までお問い合わせください。

いっしょにたべようよ

こども食堂たわらもと

主催：田原本町赤十字奉仕団

町内の小学生の居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています。食事の提供は月1回を予定しています。



日時 **8月1日(土)**

正午～午後1時30分

場所 青垣生涯学習センター2階 調理室

参加無料

対象 幼稚園児と小学生（幼稚園児と田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要）

定員 約30人

問・申込 7月20日(月)までにNPO法人子育てすこやかサークル（☎35-3835）へ。詳細はQRコードを読み取ってください。



※メニューは未定です。（アレルギーの対応はしません）
※参加児童の中で調理のお手伝いをしてくれる人は、午前11時集合（三角巾とエプロン要）

国民健康保険のお知らせ 納税通知書の送付・認定証などの更新

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

7月に納税通知書を 送付します

納税義務者は、納税通知書で納付方法を確認しましょう！

7月に国民健康保険（国保）税納義務者に納税通知書を送付します。国保税は、普通徴収（納付書または口座振替）か特別徴収（年金からの天引き）で納めることとなります。

普通徴収の第1期の納期限は7月31日です。納期内に納めましょう。※詳細は、国民健康保険納税通知書と同封の「国民健康保険税の納付方法について」をご覧ください。



▲納税通知書は、白い封筒で送付しますので、ご注意ください。

●普通徴収納期限

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	令和3年2月1日	令和3年3月1日

●特別徴収納期限

仮徴収			本徴収		
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	令和3年2月

※特別徴収の人は、2月の国保税額と同じ金額を翌年度の4・6・8月の年金から特別徴収（仮徴収）します。

年度途中で75歳の誕生日を迎える人へ

75歳になると国保から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。国保税は誕生日月の前月分までで（※）、誕生日月からは、後期高齢者医療保険料を納めていただきます。

※国保世帯主が75歳で後期高齢者医療制度に移っても、国保世帯員がいる場合は世帯員の国保税を世帯主が引き続き納めることとなります。

年金天引きされている人のうち年度途中で75歳になる世帯は、今年度は年金天引きされませんので、ご注意ください。

所得の申告はお済みですか？

国保の納税義務者である世帯主と被保険者全員の前年の所得が必要です。

所得は下記の算定などに使われます。

- 国保税の算定
- 国保税の低所得世帯に対する軽減
- 高額療養費の区分などの判定

所得が不明な人に「国民健康保険税申告書」を送付していますので、提出がまだの人は必ず住民保険課国保医療・年金係へ提出してください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は8月更新

上記の認定証は毎年8月に所得に応じて区分を判定するため、有効期限が7月31日となっています。8月以降も認定証が必要な場合は、7月20日(月)以降更新にお越しください。郵送での申請を希望される場合はお電話ください。

※70歳以上75歳未満の人は認定証が不要場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費が高額になりそうとき、事前に医療機関で認定証を提示することで、支払いを自己負担限度額までにすることができます。

高齢受給者証の定期更新

70歳以上75歳未満の国保被保険者がお使いの高齢受給者証は、毎年8月に定期更新となります。8月以降の受給者証を7月下旬に送付しますので、医療機関にかかる際は被保険者証とともに必ず提示してください。

後期高齢者医療制度

被保険者証を7月下旬に送付します

後期高齢者医療広域連合 ☎ 29・84300
 住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095 / ☎ 34・2096

現在使用されている被保険者証の有効期限は7月31日です。7月下旬に8月1日以降使用できる被保険者証を送付します。

8月1日以降は新しい被保険者証をご使用ください。

被保険者証は簡易書留で7月下旬に送付

受取時には、受領印が必要です。

また、不在の場合は「郵便物等お預かりのお知らせ」が配達されます。その場合は、お知らせに記載されている方法でお受け取りください。

有効期限を過ぎた被保険者証は：

8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。

令和2年度の保険料を決定

7月に令和2年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。保険料は、特別徴収（年金からの天引き）または、普通徴収（納付書または口座振替で納付）で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので、

納入通知書に記載している納付方法を必ず確認してください。
 また、納付書で納める場合は便利で納め忘れない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

1. 保険料率などが見直されます

令和元年度まで		
1人当たり保険料	均等割額	所得割額
最高 62 万円 (年額)	45,200 円	(総所得金額等 - 33 万円) × 8.89% (所得割率)
令和2・3年度		
1人当たり保険料	均等割額	所得割額
最高 64 万円 (年額)	48,100 円	(総所得金額等 - 33 万円) × 9.41% (所得割率)

2. 均等割額の軽減措置にかかる所得判定基準が見直されます

軽減割合	同一世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額などの合計額
7.75 割	33 万円以下
7 割	33 万円以下かつ世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下（他に各種所得がない）
5 割	33 万円 + (28 万円 × 世帯の被保険者数) 以下 ↓ 33 万円 + (28.5 万円 × 世帯の被保険者数) 以下
2 割	33 万円 + (51 万円 × 世帯の被保険者数) 以下 ↓ 33 万円 + (52 万円 × 世帯の被保険者数) 以下

新しい被保険者証（薄紫色）の有効期限は、令和3年7月31日です。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第70回 社会を明るくする運動

健康福祉課社会福祉係 ☎ 34-2098

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間
 この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司による電話相談

ひまわりテレホン

☎ 0742-20-6000

いじめ、非行、友達関係などに関する相談に応じます。一人で悩まずにお電話ください。

相談日時 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）午後1時～4時

「ひまわり」は社会を明るくする運動のシンボルマークです。

※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

- 行政情報
- 暮らし・環境
- 保険・年金
- 健康・福祉
- 子育て・教育
- 催し・講座
- 就職・募集
- お知らせ

保険料が均等になるよう 8月の介護保険料特別徴収の仮徴収額を 均等化します

長寿介護課介護保険係 ☎ 34・2101

介護保険料の支払方法が特別徴収（年金天引き）の人は、年6回ある納期の前半を仮徴収、後半を本徴収として納付していますが、収入の変動や介護保険料の改定があると、仮徴収と本徴収の納付額に大きな差が出てしまいます。

そのため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更します。

特別徴収とは

年金受給額が年額18万円以上の人を対象に、年金から介護保険料が差し引かれることです。

仮徴収、本徴収とは

◆仮徴収（4月・6月・8月）

保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの間の3回は、前年度の2月と同額を仮に納付することになります。

◆本徴収（10月・12月・翌年2月）

前年の所得などに応じて決定した年間の保険料から、仮徴収で納付した額を差し引いた残りの保険料を3回で納付します。

均等化とは

4月・6月・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月の本徴収額と同額となりますが、収入などの変動により、仮徴収と本徴収の保険料に差がある人も多いため、このまま仮徴収を行うと1年間の介護保険料が偏ったままになってしまいます。

そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等になるよう8月の徴収額を変更し、特別徴収の介護保険料の均等化を図ります。

※均等化することで、介護保険料の年額が変わるものではありません。
※詳細な保険料と納付方法は、7月中旬に個別通知します。



均等化の参考例

所得段階が第5段階（基準額）の人（世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人）

令和元年度

年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	令和2年2月
12,800円	12,800円	11,900円	11,900円	11,900円	11,900円

令和2年度

●均等化しない場合
年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	令和3年2月
11,900円	11,900円	11,900円	12,500円	12,500円	12,500円

仮徴収額と本徴収額の差が大きくなります。

※仮徴収の3回分は前年度の2月と同額を天引き。

※本徴収は、7月に確定した1年間の保険料から仮徴収した保険料を差し引いた金額の3分の1ずつを天引き。



●均等化した場合

年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	令和3年2月
11,900円	11,900円	12,300円	12,500円	12,300円	12,300円

※100円未満の端数は10月にまとめて徴収

※前年所得で保険料の年額を算出。
4月・6月で納付した分を差し引き、残額を4回で納付。
{73,200円 - (11,900円 × 2)} ÷ 4 = 12,300円

所得段階別第1号被保険者の介護保険料額

区分	対象者	保険料率	所得段階別 保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	0.375 ↓ 0.3	27,400円 ↓ 21,900円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人 	0.625 ↓ 0.5	45,700円 ↓ 36,600円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人 	0.725 ↓ 0.7	53,000円 ↓ 51,200円

※第4～9段階までは以前と変わりません。



65歳以上の皆さんへ
**令和2年度の介護保険料が
減額されました**

**65歳以上の人(第1号被保険者)
の介護保険料**

令和元年10月からの消費税引き上げにともない、令和2年度の第1～3段階の保険料が左記のとおり減額となります。

長寿介護課介護保険係 ☎ 34・2101

ご協力をお願いします

**水道メーターの取替作業
を行います**

水道課経理係 ☎ 32-2516

計量法に基づき検定の期限(8年)を迎える水道メーターを無料で取り替えます。

対象 メーター番号が「13」で始まるメーター
※メーター番号は「水道使用量のお知らせ」に記載しています。(下図参照)

期間 令和3年3月31日(水)まで

※土・日曜日、祝日を除き取替作業を行います。作業は10分から20分程度です。なお、取替作業時には、腕章と胸に「田原本町水道業務包括委託員身分証」を付けた作業員が伺いますので、ご協力をお願いします。

水道使用量のお知らせ

この値が「13」のメーターが交換の対象です

メーター番号	口径	検計員
13-0001	013mm	

計量法により13-****のメーターを令和2年7月1日以降随時取替作業を行いますので宜しくお願い致します。

水道料金等口座振替済(領収)のお知らせ

安心・安全な水道水の安定供給のため

水道工事にご協力を

水道課水道整備係 ☎ 32-2967

町では、安心・安全な水道水の安定供給を行うため、老朽管更新工事に取り組んでいます。この度、大規模な工事を行うため、工事区間と予定期間をお知らせします。工事期間中は、付近住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

	場所	期間
	阪手他地内	令和3年1月29日(金)まで

※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。